

広報 あいづ ばんげ

3

No.679
2021

表紙: つるし雛の制作

2月28日(日)から3月3日(水)まで八幡コミュニティセンターで開催予定でした「つるし雛でひなまつり」は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため延期となりました。

今後の日程については、決まり次第広報紙などでお知らせします。

目次 -CONTENTS-

伝統芸能をつなぐ	2
国民健康保険の加入・脱退の手続きは14日以内にしましょう!	3
マイナンバー休日交付窓口(事前予約制)開設	4
令和3年 農作業標準賃金協定額他	5
まちの話題・齋藤町長のスマイルトーク	7
令和2年度会津坂下町教育委員会・体育協会の表彰	9
図書室だより・町史編さん調査余話(41)	10
お知らせインフォメーション	11
こどもと健康の広場	14
輝けばんげって Vol.2・中央公民館図書館へご寄付いただいた本を紹介	16

伝統芸能をつなぐ

モラル・エッセイコンテストで最優秀賞に輝いた会津農林高等学校の山内里紗さんが伝統芸能の継承において大切にしていることについて伺いました。

感謝の気持ちをエッセイに込めて

「私たち早乙女踊り保存クラブの活動が多く地域のの方に支えられていると実感したことがエッセイを書くきっかけとなりました。」山内さんは早乙女踊り保存クラブの2年生。昨年度、早乙女踊り第四章「扇の舞」を、新館地区の継承者から受け継ぎ、復活させた二人です。

「新館地区のおばあちゃんから継承した『扇の舞』を披露し、感謝を伝えたかったのですが、コロナ禍でその場もなくなっていました。しかし、地域の方が踊りの動画作成に協力してくれ、オンラインで広く踊りを発信できました。」山内さんは地域の方へ感謝の言葉を何度も口にしました。



会津農林高等学校 二年
山内里紗さん

「身近な伝統芸能」であることが大切

県内に町の伝統芸能を広く伝えることができたことは、最優秀賞の受賞とともに大きな喜びだったと山内さんは話しました。

「多くの人に知ってもらうことは、伝統芸能の継承に欠かせません。私が早乙女踊りの歌方になろうと思ったのは、先輩方が歌い踊っている姿を目にし、感動したからです。早乙女踊りの魅力を伝えるための披露や発表の場はとても大切です。」この思いから、山内さんたちは多くの場で踊りを披露してきました。

先人の思いを、後世につなぐ

昨年11月、早乙女踊り保存クラブは「福島県文化センター開館50周年記念式典」で踊りを披露することができました。

「早乙女踊り保存会さんやクラブ卒業生に指導をしてもらい、今年も多くの方に踊りを見ていただくことができました。」と、山内さんはほえました。継承者の皆さんが情熱を持って守ってきた早乙女踊り。山内さんたち「会津農林高等学校早乙女踊り保存クラブ」はこれからも伝統芸能をつなぎ続けます。



つなげる ―会津坂下の早乙女踊り―

会津農林高等学校 二年 山内 里紗

「アサアヨナア ア舞い込んだアヨ―ナ舞い込んだアヨ―」

これは、会津坂下町の伝統芸能「早乙女踊り」の歌の出だしだ。早乙女踊りは七月七日の御田植祭で豊作を願い奉納される。高校入学後の部活紹介で先輩方が披露した踊りに感動した私は、「私もやってみよう」と思い、早乙女踊り保存クラブに入部した。元々歌うことが好きだった私は「歌方」となり、先輩から歌の特殊な入り方や間の取り方などの丁寧な指導を受け、今では自信を持って後輩の見本となつて歌うことができるようになった。畳を叩きながらリズムを取り、皆と声を合わせて練習していると先輩や同級生の息つきや言葉のタイミングが分かり気持ちがつながるのかのように感じた。

昨年の御田植祭直前には、町の保存会の方々と合同練習をした。最初は「すごいね。」とほめていただき練習をしていくうちに「田植えをする田舎の力強い女の人のように歌うともっといいよ。」と積極的なアドバイスをいただきとても勉強になった。その後、一緒に歌い、その力強い声に安心感を覚えた。

そして昨年私が一番心に残った出来事がある。九十歳のおばあちゃん二人に歌と踊りを教えていただいたことだ。私達は昨年、戦後踊られなくなっていた「扇の舞」を復活させた。おばあちゃん達は十代の頃、この舞を踊っていたのだ。体育館の中で椅子に座り私たちの踊りや歌を見て「継承してくれてありがとう。」と言ってくれた。その後、「歌方」だったおばあちゃんが杖を置いて立ち、私達と一緒に歌ってくれた。おばあちゃんの歌に対する気持ちの強さを感じる時間だった。

今年のコロナ禍で御田植祭、その他全ての発表の場がなくなってしまった。しかし、多くの方に協力していただき動画作成を行った。伝統芸能を継承すること、それは人と人の心のつながりを守ることだと思う。私は、卒業後も早乙女踊りに関わりたいと思う。

国民健康保険の加入・脱退の手続きは14日以内にしましょう！

新生活が始まるこの時期は、国民健康保険（以下 国保）の加入・脱退などの手続きが必要となる方が非常に多くなります。手続きをせず、国保の資格を喪失した後に国保の保険証を使用して医療機関を受診した場合、国保が負担した医療費を全額返還していただきます。

資格の異動があった日から14日以内に町役場の窓口で必ず手続きを行いましょう。

【国保に加入するとき】

手続きが必要なとき	手続きに必要なもの
他の市町村から転入	①他の市町村からの転出証明書 ②印鑑
職場の健康保険から脱退 (被扶養者からはずれた)	①社会保険資格喪失証明書など今まで加入していた保険の資格がなくなった事がわかるもの ②印鑑
子どもが生まれた	①保険証 ②母子健康手帳 ③印鑑
生活保護を受けなくなった	①生活保護廃止通知

※国保税は、加入の届け出をした日からではなく、資格を得た日（例：退職のときは退職した日の翌日）から生じますので、その日に遡って国保税を納めることになります。

【国保から脱退するとき】

手続きが必要なとき	手続きに必要なもの
他の市町村へ転出 [※ A]	①保険証 ②印鑑
職場の健康保険に加入した (被扶養者になったとき) [※ B]	①保険証 ②社会保険の保険証（コピー可）または社会保険取得証明書など ③印鑑
被保険者が死亡した	①保険証 ②印鑑
生活保護を受け始めた	①保険証

※A：就学のための転出の場合は、特例により会津坂下町の国保に加入したまま転出する事ができます。その際は「在学証明書」もご持参ください。（学生証は不可）

※B：職場の健康保険に加入した場合は、ご本人またはご家族の方による国保からの脱退手続きが必要です。保険証は、切り替わる方全員分をご持参ください。

※ 加入する健康保険が変更になった場合は、速やかに医療機関に新しい保険証を提示してください。

国民健康保険税は、世帯内の国民健康保険に加入している方の所得・人数・加入月数に応じて、世帯分をまとめて計算し世帯主に課税されます。1年間（4月～翌3月）分の保険税を7月から翌2月までの8回に分けて納めます。

令和3年度の納付書は7月中旬に送付する予定です。

なお、令和2年度分の国保税の納め忘れがある場合、必要な給付などが受けられなくなることがあるほか、延滞金が生じることもあります。

マイナンバーカード休日交付窓口(事前予約制)開設

すでにマイナンバーカードを申請済みで、平日に役場へ来庁し「マイナンバーカード」を受け取ることが難しい方を対象に、休日交付窓口を開設します。事前予約制ですので、必ず予約をして、来庁してください。

窓口開設日 3月7日(日)、14日(日)、28日(日) 午前9時～午後4時30分

【予約受付期間】 3月1日(月)～3月26日(金) ※平日のみ
午前8時30分～午後5時15分

【予約方法】 町役場 戸籍環境班へお電話ください ☎84-1500



交付場所 会津坂下町役場 1階 ①戸籍窓口

対象者 下記の条件に該当する方
▶役場より「個人番号カード交付・電子証明書発行通知(はがき)」が届いている方
▶平日役場へ来庁することが難しい方

持参する物 ①個人番号カード交付・電子証明書発行通知(はがき)
②通知カード(お持ちでない方は紛失届を提出していただきます。) →
③住基カード(お持ちの方は必ず持参してください。)
④身分証明書



薄緑色の紙のカードです。

身分証明書例	1種類で可(顔写真あり)	運転免許証、パスポート、障がい者手帳など
	2種類必要(顔写真なし)	各種保険証、年金手帳、医療受給者証、学生証、母子手帳、預金通帳など

まだマイナンバーカードをお持ちでない方へ

QRコード付き交付申請書が順次送付されます!

2021年3月31日(水)までに

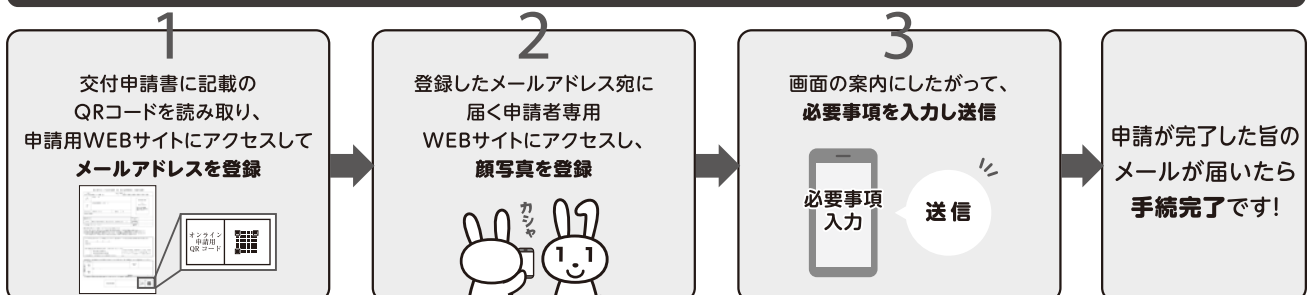
マイナンバーカードを取得すると
マイナポイントの申請ができます

上限 5,000円相当

付与率
25%



QRコードを使って、お家でスマホでカンタン申請!



申請後、約1か月で市区町村から「交付通知書」が届きますので、必要書類を持参して、市区町村の交付窓口でマイナンバーカードを受け取りに行きましょう!



総務省
Ministry of Internal Affairs
and Communications

詳しくは マイナポイント 検索



0120-95-0178

音声ガイダンスに従って「5番」を選択してください。

マイナンバー
平日:午前9時30分～午後8時
土日祝:午前9時30分～午後5時30分



【問い合わせ 生活課 戸籍環境班 ☎84-1500】

令和3年 農作業標準賃金協定額

農業委員会は、町内各農業関係団体と協議の上、下記のとおり標準協定額を定めましたので、お知らせします。

作業種類		単位	標準協定額（税込）	備 考
田	耕 起	10 a	☆ 4,400 円	
畑	耕 起	10 a	4,840 円	休耕状態の農地の場合は両者協議。
水 田	転 作 田 耕 起	10 a	☆ 6,600 円	1 回耕起の場合は 4,400 円。
代 か き	（ 植 代 迄 ）	10 a	☆ 6,600 円	
く	ろ つ け	10 m	550 円	
育	苗	1 箱	完成苗 660 円	
			発芽苗 440 円	
直 播（点 播・条 播）		10 a	4,400 円	種もみ代（コーティング含む）は委託者持ち。
苗	運 搬	10 箱	550 円	
機 械	田 植	10 a	☆ 5,500 円	側条施肥は 1,100 円増し。薬剤散布については両者協議（参考価格 550 円）。
一 般 農 作 業		1 時間	850 円	不課税。
農 薬 ・ 肥 料 散 布		10 a	☆ 1,100 円	肥料単品につき（農薬資材は委託者持ち）。
畦 畔 草 刈 り		1 時間	1,570 円	草の処分は委託者が行う。 トラクターによる草刈りは両者協議とする。
コ ン バ イ ン（刈 取）		10 a	☆ 18,700 円	倒伏田・特殊田は両者協議のこと。
籾 運 搬		10 a	2,200 円	
籾 乾 燥 調 製		製品(玄米) 1俵当り (60kg)	1,650 円	籾殻処理などを含む。 石抜・色彩選別のみの場合は 1 袋（30kg） 3 8 5 円。
そ ば	刈 取	10 a	6,600 円	
	乾 燥 ・ 調 製	製品1袋 当り	660 円	製品 1 袋（2 2. 5 kg）当り
	運 搬	10kg	110 円	地区外に運搬した場合。
麦	刈 取	10 a	11,000 円	乾燥・調製・運搬についてはそばに準ずる。
大 豆 刈 取		10 a	11,000 円	
ヘイベーラー（わら梱包）		1 個	275 円	ひも代とヘイメーカー代含む。
ロ ー ル ベ ー ラ ー		1 個	275 円	ひも代含む。わら製品価格 1 個 360 円。
精	米	30kg 当たり	523 円	

※ ☆印の作業において、10 a 以下の圃場については、10%増しとする。

※ コンバインによる倒伏田の料金については、倒伏率分を増額するものとする。

(例：倒伏率10%＝10%増し・倒伏率30%＝30%増し・倒伏率100%＝100%増し)

※ 圃場条件や労働能力に差異があって、標準料金によりがたい場合は、当事者間でその都度、調整してください。

※ 調整水田の田植・刈取作業については、作付け面積の料金とする。

令和3年 会津坂下町賃借料情報

賃借料情報

この「賃借料情報」は、貸し手と借り手の契約の際の参考として提供するものです。米価の推移や生産費、農地の形状などを考慮し、お互いの話し合いの中で賃借料を決めて契約してください。

1. 田の部

(単位：円/10a当り)

区 分	賃 借 料			作物など
	最 低 額	標 準 額	最 高 額	
第1地域	19,000	21,000	23,000	水 稻
第2地域	17,000	18,000	19,000	
第3地域	14,000	15,000	16,000	

※水利費は、耕作者が負担することを前提とします。

2. 畑の部 賃借料を定めない。

令和3年 会津坂下町あっせん価格

あっせん価格（田）

農地中間管理事業特例事業（福島県農業振興公社）で農地を売買する場合に適用されます。

(単位：円/10a当り)

区 分	あっせん価格	
第1地域	850,000	・湿田や不整形など条件不利地はお互いの話し合いにより減額をすることが出来る。ただし50,000円以内とする。 ・畑のあっせん価格はありません。
第2地域	750,000	
第3地域	650,000	

《 地域の区分 》

区 分	第1地域						第2地域	第3地域
水稻の収量 10a 当り	600kg						550kg～ 600kg	550kg
地 区 (大字単位)	旧 坂 下 牛 樋 五 大 羽 白 福 金	宮 海 老 新 開 青 沼 立	古 細 津 原 津 木 津 越 川	五 御 池 三 中 合 八 見 塔 新	香 田 谷 泉 川 沢 明 寺 舘	気 多 宮 船 杉 上 (第2地域以外)	勝 津 大 大 上 (県道の西側 で栗村堰の 北側の区域)	長 坂 井 高 片 本 束 寺 門 松
						宇 内 (第2地域以外)	宇 内 (県道西側の区域 および字馬場・ 字北川前の区域)	